

# 中国が目指す「都市化」とは何か 「新型城鎮化」に政府が込めた思いと今後の課題

アジア調査部中国室研究員

劉家敏

03-3591-1384

jiamin.liu@mizuho-ri.co.jp

- 中国政府は「都市化」政策を中国語で「城鎮化」と表現している。農村からの流出人口を大都市（「城市」）より中小都市や農村地域の中心地区（「小城鎮」）に吸収させることを狙っているためだ
- また、戸籍による差別をなくし、すべての都市常住者に同じ権利を与える「人の都市化」に重点が置かれている。習政権が目指す「城鎮化」が「新型」城鎮化と呼ばれる理由はここにある
- 「新型城鎮化」の成否は、利害対立を生みやすい戸籍・土地・社会保障制度の改革を断行できるか、数多くの中小都市・「小城鎮」で居住環境の改善や就業機会の創出を果たせるかにかかっている

## 1. はじめに

2013年3月に発足した習近平政権は、都市化を中国経済の今後のけん引役と位置付けている。年内には、都市化政策の基本方針を定めた「全国における『新型城鎮化』の健全な発展を促進する計画（2011～2020年）」（中国語名「全国促進新型城鎮化健康発展規劃（2011～2020）」、以下「都市化計画」）が発表される公算が高い。

この計画の名前から明らかのように、中国政府が目指す都市化は、中国語で「新型城鎮化」と表記されている。「都市化」（urbanization）の中国語訳としてしばしば使われる「城市化」ではなく、「城鎮化」という言葉が使われている。その理由は何だろうか。また、「城鎮化」の前に「新型」という言葉が冠されていることの意味は何だろうか。

本稿では、「新型」と「城鎮化」、これら2つの言葉の解釈を切り口として、中国政府がこれから推し進めようとしている「都市化計画」の特徴を浮き彫りにするとともに、今後政策を推進していく上で中国政府が直面しうる課題について考える。

## 2. 中国が目指す「都市化」

### （1）「城市」と「城鎮」の違い～中国の地方行政区画とは～

中国政府は自らが進める「都市化」を「城市化」ではなく「城鎮化」と名付けている。その理由を理解するには、まず、中国の地方行政区画における「城市」の位置付けを知っておく必要がある。

中国の地方行政区画は、例外はあるものの、基本的に4層に分かれている。上から順に、①省級（直轄市・省・自治区・特別行政区）、②地級（副省級市を含む地級市など）、③県級（市轄区・県級市・

県など)、④郷級(街道・建制鎮・郷など)である(図表1)。なお、さらにその下には住民の自治組織がある(都市では居民委員会、農村では村民委員会となっている)。

中国に「城市」の確固たる定義があるわけではないが、一般的に「直轄市」、「副省級市」を含む「地級市」、「県級市」といった「市」の付く行政区画を指したり、それらの「市」の中で人口や産業が集中している地区をイメージしたりすることが多い。それに対して「城鎮」は、上述した「城市」に「鎮」を加えたものである。ここでいう「鎮」とは、一般に、農村地域のうち、工商業が一定程度発達し、非農業人口が比較的集中している地域や行政の中心地を切り出す形で設置された行政区画(「建制鎮」<sup>1)</sup>)を指す。この「建制鎮」は、人口規模が小さく、都市インフラが十分には整備されていないことが多いため、「城市」と見なされていない(「建制鎮」の数は2012年末現在19,881、次頁、図表2/左)<sup>2)</sup>。さらには、「建制鎮」の中でも非農業人口が多い中心地区(「鎮区」)を「鎮」と捉える場合もある(農業人口の多い地区は「村区」)。

なお、上記で示した「城市」という概念と、戸籍制度における都市・農村の区分けは同じではない。農村戸籍か否かは、基本的に親が持っている戸籍によって決まるが<sup>3)</sup>、都市戸籍者は通常、図表1上の「街道」、あるいは、「建制鎮」の中心地区(「鎮区」)に本籍を置いている。人口統計上でも、「街道」や「建制鎮」の中心地区に常住する人口が都市(「城鎮」)常住人口と定義されている。それ以外、すなわち農村の末端行政区画である「郷」、「建制鎮」の「村区」に常住する人口が農村の常住人口となる。

「建制鎮」の人口規模についてみてみよう。「建制鎮」の総常住人口は2011年末現在、8億6,525万人であり、うち都市部に相当する「鎮区」に2億4,653万人(全国の都市常住人口の36%に相当)、農村部に相当する「村区」に6億1,872万人(全国の農村常住人口の94%に相当)が常住している。2011年末現在の「建制鎮」の数は19,683であるから、「建制鎮」1つ当たりの平均常住人口は4.4万人(うち「鎮区」が1.3万人、「村区」が3.1万人)となる。「建制鎮」1つ当たりの平均面積は205km<sup>2</sup>(うち「鎮区」が5km<sup>2</sup>、「村区」が200km<sup>2</sup>)、人口密度は平均で215人/km<sup>2</sup>(「鎮区」は2,492人/km<sup>2</sup>、「村区」は158人/km<sup>2</sup>)である。

ちなみに「鎮区」人口を地域別に見ると、東部地域が1億944万人(全体の44.4%)、中部地域が5,966万人(同24.2%)、西部地域が6,456万人(同26.2%)、東北地域が1,287万人(同5.2%)となっている(次頁、図表2/右)。

図表1 中国の地方行政区画(簡略図)

省級	省(自治区)						直轄市			
地級	地級市(副省級市を含む)									
県級	市轄区		県級市		県		市轄区		県	
郷級	街道	建制鎮	建制鎮	郷	建制鎮	郷	街道	建制鎮	建制鎮	郷
自治体	居委会	居・村委會	居・村委會	村委會	居・村委會	村委會	居委会	居・村委會	居・村委會	村委會

(注)1. 「特別行政区」、地級の「地区」、地級以下の自治地域(例えば自治州・盟、自治県、民族郷)などは省略。  
 2. 網かけ部分は基本的に都市戸籍者が本籍を持つ地域であるが、「建制鎮」の所轄地域にある「村」は、対象外である。  
 3. 「地級市」には、南京市、広州市、深圳市等のような「副省級市」が含まれている。  
 4. 「居委会」は居民委員会、「村委會」は村民委員会の略。

(資料)中国国家统计局城市社会経済調査司編『中国城市統計年鑑2011』中国統計出版社、2011年、中国民政部編『行政区劃簡冊2013』中国地図出版社、2013年などにより作成。

## (2) 「城市化」ではなく、「城鎮化」とされた理由

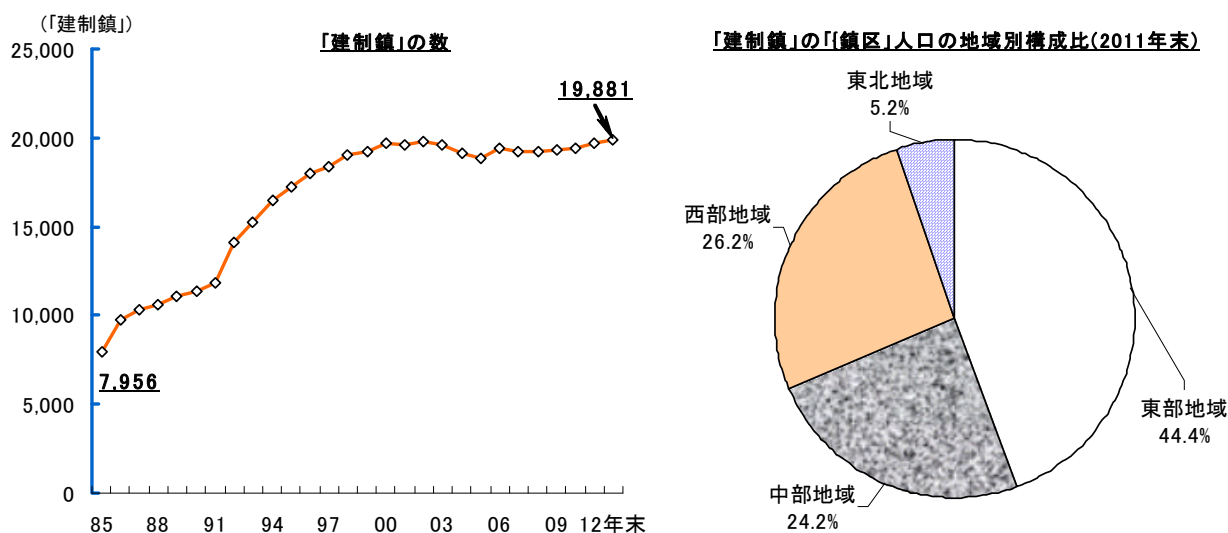
中国政府が「城市化」ではなく「城鎮化」という言葉を使った背景には、工業化や農業近代化によって生まれた農村からの流出人口を大都市よりもむしろ「小城鎮」に吸収させていこうという基本的な考え方がある。この「小城鎮」の定義について現時点で明確なコンセンサスはないが、学者の間では人口が20万人以下の「県級市」と「建制鎮」を指すことが多い。

中国では、農村から都市（「城鎮」）への人口流出が拡大し続けており、2011年末には純流出者数が2.3億人に達している<sup>4</sup>。流出した農村戸籍者の多くは「農民工」である。故郷である「村」を離れて出稼ぎ労働者として働いている「外出農民工」は、同時点で1.6億人に達している<sup>5</sup>。「農民工」の増加には、農村家計の所得向上を促す効果があるものの、①若年労働者の離村による農業従事者の高齢化<sup>6</sup>、②故郷に残された子供たちに対するケア不足によって生じている「留守児童問題」<sup>7</sup>など、中国農村の経済・社会に影を落とすマイナスの側面があることも否定できない。それだけに、農村地域に位置し、既に人口・工業の集積地となっている「建制鎮」が近隣出身の「農民工」の受け皿として、より大きな役割を担えるようになれば、これらの問題を緩和しやすくなる。こうした期待があるため、「城鎮化」が都市化を意味する言葉として使われているのである。

また、より多くの「農民工」を「建制鎮」などの「小城鎮」で就業させられるようになれば、中国東部の大都市で典型的に見られるような人口過密化に起因する「都市病」を防ぎやすくなる。

省をまたいだ人口移動は増加傾向にあり、2011年時点で6,248万人と、2003年の2,730万人から倍増しており、そのほとんどが農村戸籍者である。人口流入先となった省（直轄市）は、受け入れ者数が多い順に、①広東省（1,956万人）、②上海市（957万人）、③北京市（756万人）、④浙江省（752万人）である。

図表2 「建制鎮」の数と「鎮区」人口の地域別構成比



(注) 1. 東部地域に分類されているのは10省(直轄市)、中部地域は6省、西部地域は12省(直轄市・自治区)、東北地域は3省。

2. 2011年末現在、「建制鎮」の数は、19,683であり、「鎮区」人口は、2億4,653万人である。

(資料) 中国国家统计局編『中国統計年鑑』中国統計出版社、1986～2012年版、中国国家统计局農村社会経済調査司編『中国建制鎮統計年鑑2012』中国統計出版社、2013年などにより作成。

万人)、⑤江蘇省(444万人)となっている<sup>8</sup>。この数字が示すように、東部地域の都市が省をまたいだ人口移動の主な受け皿となっている。大量の外来人口を受け入れてきた東部地域などの大都市では、水不足、大気汚染、交通渋滞など、居住環境の悪化が進んでおり、このまま人口流入の勢いが収まらなければ、今後これらの「都市病」がさらに深刻化する恐れが高まる。こうした懸念が現実となるのを防ぐことを狙い、中国政府は「建制鎮」を含む「小城鎮」に農村からの流出人口を分散させようとしているのである。なお、「建制鎮」の約6割は内陸部に所在しており、「小城鎮」の建設を通じて内陸部の経済発展を図りたいという思いも「城鎮化」という名称には込められている。

### (3) 「新型」城鎮化の新味は何か

この「城鎮化」というコンセプト自体は決して新しいものではない。実際、中国政府は2001年には「城鎮化」を国家戦略として位置づけ、「第10次五カ年計画(「十・五計画」)」期、「第11次五カ年計画(「十一・五計画」)」期を通してその推進を図ってきた(図表3)。

しかし、「十一・五計画」期までの「城鎮化」は、特筆すべき成果が乏しかったと言わざるを得ない。例えば、合理的な都市空間とは何かについてのコンセンサスが不十分であったことなどから、上述したように「都市病」に代表される問題が深刻化した。

また、「城鎮化」の推進上避けては通れない制度改革を、どのような手順でどのように行うべきかについても、明確なコンセンサスが形成されてこなかった。その歪みの端的な現れが、「人の都市化」よりも「土地の都市化」に偏った都市化である。その意味することは次のとおりである。

図表 3 国家戦略として位置づけられてきた「城鎮化」

期間	都市化政策の主な内容
(〇一～〇五年) 「十五計画」	<p><b>基本方針:「城鎮化」を通じて都市・農村の共同発展を図る</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大中小都市と「小城鎮」<sup>(注1)</sup>の共同発展を通じて合理的な「城鎮」体系を形成させる</li> <li>・県政府所在の「建制鎮」(中国名「县城」)などに重点を置いて「小城鎮」を発展させる</li> <li>・「城鎮化」を妨げる制度的・政策的な要因を取り除く</li> </ul>
(〇六～一〇年) 「十一・五計画」	<p><b>基本方針:「城鎮化」を健全な形で推進する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安定した職を有する「農民工」に「市民権」を与えるなど「人の都市化」を促す</li> <li>・効率的かつ持続可能なパターンで合理的な都市空間を構築する</li> <li>・資源・環境・地理条件に適合する都市計画を制定し、その実施を促す</li> <li>・都市・農村部一体化管理(「城郷統籌」)を試行し、「城鎮化」推進に必要な制度を整備する</li> </ul>
(一一～一五年) 「十二・五計画」	<p><b>基本方針:「城鎮化」を積極的かつ穩健に推進する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「兩横三縦」<sup>(注2)</sup>に基づく「新型城鎮化」戦略を実施する</li> <li>・中小都市や「小城鎮」を中心に「農民工」とその同居家族の市民化を推進する</li> <li>・都市人口の過密化等による「都市病」を防ぐために「城鎮化」を図る</li> </ul>

(注) 1. 「小城鎮」の定義について現時点で明確なコンセンサスはないが、学者の間では人口が20万人以下の「県級市」と「建制鎮」を指すことが多い。

2. 「兩横三縦」とは、ユーラシア横断鉄道沿い、長江沿いを横軸とし、沿海、ハルビン～北京～広州、包頭～昆明を縦軸とする形で、交通網に沿って都市群を形成する方針のこと。

(資料) 「十・五計画」、「十一・五計画」、「十二・五計画」などにより作成。

土地・不動産関連収入に強く依存した財政構造（いわゆる「土地財政」）をもつ地方政府は<sup>9</sup>、財政収入の拡大に繋げるため、都市インフラや住宅などの不動産開発に力を入れる傾向がある。その結果、都市面積が急速に拡大した（「土地の都市化」）。一方、「城市」の市部（前述の「街道」）に常住している「農民工」に都市戸籍者と同様の待遇を与えること（「市民化」<sup>10</sup>、「人の都市化」）に対しては、地方政府の関心が相対的に薄い。財政の圧迫要因となるためである。

こうした地方政府の行動パターンを反映して、中国の都市化率は、常住人口ベース（全人口に占める「城鎮」人口の割合）では2012年末に52.6%に達したものの、戸籍人口ベース（全人口に占める都市戸籍者数の割合）では35.3%にとどまっている。近年、一部の地域では、戸籍を問わずにすべての常住者に居住証を与え、平等に公共サービスを付与することを企図した「居住証制度」が試行されるようになっており<sup>11</sup>、農村戸籍者の市民化を妨げてきた規制が緩和されつつある。しかし、都市に常住する農村戸籍者のうち「居住証」を得た者を加えたとしても、都市化率は42.2%でしかなく<sup>12</sup>、常住人口ベースの都市化率より10ポイントも低い。このような状態は、中国では「不完全な都市化」、「中途半端な都市化」と呼ばれている。

2011年から始まった第12次五カ年計画（以下「十二・五計画」）に盛り込まれた「城鎮化」の内容は、従来の「城鎮化」と異なる点が3つ挙げられる。第1に、「国土計画」（中国名「全国主体功能区規劃」（2010～2020年））<sup>13</sup>をベースとし、「両横三縦」（ユーラシア横断鉄道沿い、長江沿いを横軸とし、沿海、ハルビン～北京～広州、包頭～昆明を縦軸とする）という方針に基づき、大都市圏や都市群の配置を促すという長期的なビジョンが示されたことである。第2に、都市人口の過密化などによる「都市病」を防ぐために、工業化・農業近代化で生じた農村からの流出人口を中小都市や「小城鎮」で吸収することが明確になったことである。第3に、それを実現するうえでも、戸籍制度などの改革を通じて、中小都市や「小城鎮」を中心に「農民工」とその同居家族の市民化を推進する必要があるとの認識が今まで以上に強まったことである。このように都市の空間的配置と「人の都市化」についての考え方が明確化され、かつ、有機的に結び付けられた点が「新型城鎮化」の新味だといえるのである。

#### （４）「新型城鎮化」が目指す目標

「新型城鎮化」が目指す目標は、主に2つある。

1つは、「大都市圏」・「都市群」・「地域中心都市」・「中小都市」・「小城鎮」といった多層的な都市空間を構築することである（次頁、図表4）。それが意味するところは、現状、3つの「大都市圏」と7つの「都市群」が既に形成されていると言われるが<sup>14</sup>、①「大都市圏」が東部に偏っている、②「都市群」と言っても行政面での横の連携が弱い、③中小都市や「小城鎮」の人口・産業の吸引力がまだ弱い、といった問題を是正し、より均衡的な都市の配置を促し、都市間の役割分担を明確化することにある。

もう1つは、「都市・農村二元体制」から「都市・農村一元体制」への移行である。「都市・農村二元体制」とは、都市・農村で異なる行政管理制度が敷かれ<sup>15</sup>、また、都市戸籍・農村戸籍に基づき内容や度合いの面で異なる公共サービスが提供されているがゆえに、両者間の「ヒト・モノ・カネ」の自



由な移動が阻害されている体制を指す。こうした状況からの脱却を中国政府は図ろうとしているのである。

こうした変革後の新たな都市・農村のことを中国政府は「新型都市」・「新型農村」と名付けている。「新型都市」には、工業化・サービス化により農村からの流出人口の受け皿となることが期待されているとともに、「戸籍制度」から「居住証制度」への切り替えにより、住民すべてに平等に公共サービスを提供することが期待されている。他方、「新型農村」については、農業の近代化による所得向上とともに、農地・宅地に対する農民の使用権を確定し、農民自身がその使用権を自由に処分できるようにすることが目標に据えられている。故郷を離れた場合、農地の使用権を失ってしまう可能性があるなど、農民の土地使用権の不明確さが労働力の自由な移動や農民の財産形成を阻害している現実があるからだ。

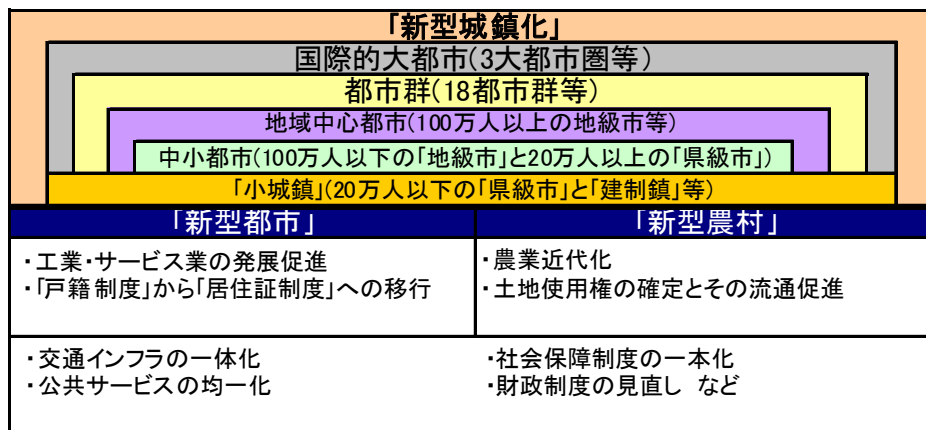
そして「新型都市」・「新型農村」間の「ヒト・モノ・カネ」の移動、共同发展を支える基盤として、両者をつなぐ交通インフラの整備、社会保障制度の一本化、公共サービスの均一化、財政制度の見直しなどを中国政府は進める方針だ。

### 3. 政策推進上の課題

ただし、こうした目標を現実のものにするためには、痛みを伴う改革を断行する必要がある。その代表例が、「都市・農村一体化」を促すための戸籍制度・土地制度・社会保障制度に関する改革である。

戸籍制度の改革は、一部の地域において試行されてきたが、現段階では、「小城市」（小都市）と「建制鎮」での市民化を優先的に進め、次いで「大中城市」（大中市）、その後に「特大城市」（特大都市）での市民化を段階的に進めることが基本方針として定められている。最近では、戸籍制度から居住証制度への完全移行に踏み出す可能性も指摘されている。また、農民が利用している宅地・農地などを対象とする「使用権確定証書」の発行が試行的に行われるなど、農民の土地使用権保護に関する改革も進められつつある。社会保障制度の整備についても、ここ数年、農村におけるカバー率の上昇など、大きな進展が見られるようになってはいる。

図表 4 「新型城鎮化」が目指す目標のイメージ



(資料) 各種の都市化関連資料によりみずほ総合研究所作成。

ただし、これらの改革を完全に遂行するためには、税財政制度を大きく見直し、公共サービスの提供に必要な財源を捻出しなければならないことから、各級政府間の利害対立が起こりやすい。また、土地制度改革は、地方政府の土地・不動産関連収入を細らせる可能性があり、地方政府の反発も予想される。このように、「都市・農村二元体制」を突き崩す上で、乗り越えなければならない課題は今なお多いといわざるを得ない。

また、中小都市や「小城镇」の居住地としての魅力を高めるという難度の高い政策課題を中国政府は負っている。前述のように「新型城镇化」では、工業化・農業近代化で生じた農村からの流出人口を中小都市や「小城镇」に定住させることが重視されている。しかし、大都市と比べ、中小都市や「小城镇」では、都市インフラ整備が大幅に遅れており、その居住地としての魅力を高めることが急務となっている。ただし、それには財源の制約がある。さらに、大都市と比べて中小都市や「小城镇」で就職するのは難しいのが現状だが、地場産業の振興を図り、中小都市や「小城镇」の人口吸収力を高めていけるかは依然楽観できない。

上述した改革の断行に必要な利害調整能力、効果的な地域振興策の立案能力を中国政府が発揮できるかどうか。それが「新型城镇化」を今後の中国経済のけん引役にできるか否かのカギを握っている。

---

<sup>1</sup> 「建制鎮」の設置基準は現在公布されていない。1984年11月に発表された「鎮設置基準の調整に関する民生部の報告」では、「建制鎮」設置の判断基準は、①県級国家機関の所在地には、均しく「建制鎮」を設置しなければならない、②総人口が2万人以下の郷においては、郷政府の所在地の非農業人口が2,000人を超える場合には「建制鎮」を設置してよい、総人口が2万人以上の郷においては、郷政府所在地の非農業人口が総人口の10%以上を占める場合には「建制鎮」を設置してよい、③少数民族地区、人口が少ない辺鄙な地域、山岳地区、小型鉞区、小規模な港、景勝・旅行地、辺境の港湾といった地区の場合、非農業人口が2,000人に達しなくとも、必要性が確かにあれば、「建制鎮」を設置してもよいと定められた。しかし、小規模の「建制鎮」が乱立するといった問題が生じたため、新たな基準を公布するまで当該基準の適用を停止すると国務院が発表（2002年8月）。以後、新たな基準が発表されないまま、現在に至っている。なお、「建制鎮」のほか、農産物や日用品などを取引する場所となっている「集鎮」（「非建制鎮」）もある。それを加えると、「鎮」の数は4万を超えているとも言われる（「小城镇還是大城市」（『新知税収網』2007年9月17日））。

<sup>2</sup> 中国民政部編『行政区劃簡冊2013』中国地図出版社、2013年。

<sup>3</sup> なお、農村戸籍者であっても、大学卒業後、都市で就職するなど、一定の資格要件を満たせば、都市戸籍を取得することもできる。

<sup>4</sup> 各省（直轄市・自治区）の戸籍人口（都市戸籍人口＋農村戸籍人口）、常住人口（都市常住人口＋農村常住人口）の合計が全国人口と一致していないため、誤差を調整した上で「調整後の都市常住人口」から「調整後の都市戸籍人口」を引いて算出した数字である。

<sup>5</sup> 農業以外の仕事に従事する農村戸籍者は中国で「農民工」と呼ばれている。「農民工」は2012年末現在、2億6,261万人に達している。なお、家族と同居している「外出農民工」は約4,000万人にとどまっている（「2012年全国農民工監測調査報告發布」（『人民日報』2013年5月28日）、「李鉄：推進城市化先要改革戸籍管理制度」（『城市中国網』2012年11月27日））。

<sup>6</sup> 四川省は流出人口の多い省だが、同省を代表する伝統的な農村地域の県（富順県・安岳県・中江県）を対象としたサンプル調査によると、農業従事者のうち60歳以上が33%をも占めていた（「西部農村人口老齡化導致農業倒退」（『第一財經日報』2012年10月16日））。

<sup>7</sup> 中華全国婦女連合会の調査によれば、農村に残された「農民工」の子供は、全国の子供の22%、農村の子供の38%を占める6,103万人に達している。これらの子供たちの中には、成績低下や不登校など教育面での問題を抱えているケースが少なくないほか、保護が行き届かず、死亡事故に遭うケースが社会問題として関心を集めるようになってきている（「農村留守児童安危誰來管？」（『燕趙都市報』2013年9月11日））。

<sup>8</sup> 国家統計局が発表した省別戸籍人口、常住人口から算出した。ただし、各省（直轄市・自治区）の戸籍人口（都市戸籍人口＋農村戸籍人口）、常住人口（都市常住人口＋農村常住人口）の合計が全国人口と一致していないため、誤差を調整した上で算出した。なお、流入人口の対常住人口比は、上位から順に、①上海市（40.4%）、②北京市（37.3%）、③天津市（27.2%）、④広東省（18.6%）、⑤浙江省（13.7%）となっている（2011年末）。

- 
- <sup>9</sup> 「土地財政」の詳細については、劉家敏「土地・不動産依存の中国地方財政～安定財源の確保に向けた対策と今後の課題～」(『みずほインサイト』2013年1月10日)を参照されたい。
- <sup>10</sup> ここでの「市民化」とは、就業、子供の教育、生活保護、医療保険、年金などにおいて都市戸籍者と同じ権利を与えることを指す。現状、都市常住人口の2割、約1.4億人は都市戸籍者と同等の権利を与えられていない。細目に分けると、67項目もの権利が与えられていないとも指摘されている(「研究称戸口本上共有67項城郷居民『不平等待遇』」(『経済観察報』2012年12月28日))。
- <sup>11</sup> 「我国14省份建立城郷統一戸口登記制度」(『中国青年報』2013年6月27日)。
- <sup>12</sup> 「社科院報告称我国城鎮化率被高估1成」(『深圳晚報』2013年7月31日)。
- <sup>13</sup> 2011年6月に建国以来初の国土計画である「全国主体功能区規劃」(2010～2020年)が実施された。それまでの中国の地域開発政策は「西部大開発」、「中部崛起」、「東北振興」といった広域の「地理的単位」ごとに計画を立ててきた。それに対し、「国土計画」では、国土空間の開発密度、発展の潜在力、資源・環境の負担能力などを考慮した上で、果たすべき「機能」に基づいて地域を4つ(最適化開発区域、重点開発区域、開発制限区域、開発禁止区域)に区分して、政策が策定されるようになっている。
- <sup>14</sup> 3つの「大都市圏」とは、①北津冀(北京市・天津市・河北省)、②長江デルタ(上海市・江蘇省・浙江省の北部)、③珠江デルタ(広東省の中・南部)、7つの「都市群」とは、①遼中南(遼寧省の中・南部)、②山東半島(山東省)、③海峽西岸(福建省・浙江省の南部・広東省の東部)、④中原(河南省の鄭州市を中心とする地域)、⑤長江中游(長江中流に位置する湖北省・湖南省・江西省)、⑥関中(陝西省の西安市を中心とする地域)、⑦川渝(四川省・重慶市)を指す(「中国将再打造10大城市群 北津冀瞄准世界級」(『燕趙都市網』2013年6月4日))。
- <sup>15</sup> 農村では、「県→郷・建制鎮→村委会(自治体)」、都市では、「市轄区→街道・建制鎮→居委会(自治体)」という行政管理制度が敷かれている。

---

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。

---